資料１－２

公用車の適正配置・管理に係る基本計画
（案）

令和８年　　月

石巻市

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

第１章　公用車配置台数の適正化

１　公用車配置状況
（１）公用車の車種別保有台数(令和８年４月１日現在)・・・・・・　Ｐ２
（２）各部署における車種別の車両保有台数・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

２　適正配置対象車両と配置状況
（１）適正配置対象外車両の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３
（２）適正配置対象車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３
（３）適正配置対象車両の部署別配置状況と職員数対比・・・・・・　Ｐ３

３　適正配置対象車両の使用状況
（１）部署別の平均使用率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４
（２）本庁各部における平均使用率・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５
（３）令和７年度における車種別平均使用率・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

４　車両削減台数と財政効果
（１）車両の削減目標(適正台数の算定と目標値)・・・・・・・・・　Ｐ５
（２）車両の台数削減指標（令和９年度以降の調査結果に基づくもの)・・　Ｐ７
（３）車両の不足が見込まれる場合の対応・・・・・・・・・・・・　Ｐ７

第２章　公用車の適正管理

１　公用車の管理・運用方法
（１）公用車の管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８
（２）予約システム及びＤＸ化の推進・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８
（３）公用車駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８

２　自動車事故防止と安全運転の徹底
（１）安全運行の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８
（２）ドライブレコーダーの活用と事故発生時の対応・・・・・・・　Ｐ８

３　公用車の更新基準
（１）更新の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９
（２）環境配慮型車両への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９
（３）導入方法(購入とリース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

４　災害時等の非常時車両確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

はじめに

１　計画策定の目的

本市が保有する公用車の一部の車両は使用率が低い状況となっており、更には、維持管理コストの抑制や効率的な運用体制の構築が課題となっている。

また、ＤＸ化の推進による業務効率化を進めていくなかで、公用車の使用頻度が減少することが想定されることから、健全な行財政運営に資するため、現状における公用車の管理・運用の課題を明確にし、使用状況を基にした適正な配置台数の見直しを行うことにより、公用車の適正配置及び維持管理の合理化を図る。

２　計画の位置づけ

本計画は、「石巻市行財政改革推進プラン２０３０」の基本目標１「人口規模を踏まえた持続可能な財政運営を確立する」の実現を図るための個別計画とする。

３　計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。

また、公用車の使用状況や削減効果を定期的に調査・検証し、その結果を踏まえ、随時、見直しを行う。

第１章　公用車配置台数の適正化

１　公用車配置状況

（１）公用車の車種別保有台数（令和８年４月１日現在）

総保有台数は５１６台（うちリース車両２５台）であり、車種別の内訳は下表のとおりである。

車　種		台　数	うちリース車両
普通	貨物自動車	7	―
	乗合自動車	6	―
	乗用自動車	58	3
小型	貨物自動車	42	―
	乗用自動車	43	7
軽自	貨物自動車	88	6
	乗用自動車	64	9
特種用途自動車		196	―
大型特殊自動車（建機）		7	―
大型特殊自動車（建機以外）		1	―
ミニカー（トヨタコムス）		2	―
原動機付自転車		2	―
計		516	25

（２）各部署における車種別の車両保有台数（()数値は内リース車両）

部署別	普通			小型		軽自		特種用途	大型特殊		ミニカー	原付	計
	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用		建機	建機以外			
本　庁	5	2	29 (2)	23	20 (6)	49 (4)	37 (8)	78	6	1	1	2	253 (20)
河北総合支所	2	―	5	3	2	3	4	21	―	―	―	―	40
雄勝総合支所	―	―	3	3	2	4	3	15	―	―	―	―	30
河南総合支所	―	―	1	3	4	3	6	31	―	―	―	―	48
桃生総合支所	―	―	1	2	4	2	3	15	―	―	1	―	28
北上総合支所	―	―	4	1	3	3	1	15	1	―	―	―	28
牡鹿総合支所	―	4	5	3	3	5	3	21	―	―	―	―	44
病院局	―	―	1	―	1 (1)	―	5 (1)	―	―	―	―	―	7 (2)
教育委員会	―	―	6	4	4	19 (2)	2	―	―	―	―	―	35 (2)
議会事務局	―	―	1 (1)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	1 (1)
農業委員会	―	―	2	―	―	―	―	―	―	―	―	―	2
計	7	6	58 (3)	42	43 (7)	88 (6)	64 (9)	196	7	1	2	2	516 (25)

２　適正配置対象車両と配置状況

（１）適正配置対象外車両の定義

配置目的や使用目的が特定されており、他との共有や配置換えが困難な車両

・役職専用車両・・・・市長車、副市長車、議長車、教育長車

・緊急任務車両・・・・消防車、防犯車等

・地域送迎車両・・・・住民バス、福祉送迎車（車椅子移動車）等

・建機、特殊車両・・・ダンプトラック、グレーダー、塵芥車等

・その他・・・・・・・宮城県貸与車等

部署別	普通			小型		軽自		特種用途	大型特殊		ミニカー	原付	計	車　種
	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用		建機	建機以外				
本　庁	5	2	3	12	2	—	—	78	6	1	1	—	110	市長車、バス、消防車ほか
河北総合支所	2	—	—	2	—	1	—	21	—	—	—	—	26	ダンプトラック、消防車ほか
雄勝総合支所	—	—	—	2	—	—	—	15	—	—	—	—	17	宮城県貸与車、消防車ほか
河南総合支所	—	—	—	1	—	—	—	31	—	—	—	—	32	車椅子移動車、消防車ほか
桃生総合支所	—	—	—	1	1	—	—	15	—	—	—	—	17	防犯車、消防車ほか
北上総合支所	—	—	—	—	—	—	—	15	1	—	—	—	16	グレーダー、消防車ほか
牡鹿総合支所	—	4	—	—	2	1	—	21	—	—	—	—	28	住民バス、消防車ほか
教育委員会	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	教育長車ほか
議会事務局	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	議長車
計	7	6	5	19	5	2	—	196	7	1	1	—	249	

（２）適正配置対象車両

全保有台数５１６台のうち、「適正配置対象外車両２４９台」を除いた２６７台とする。

（３）適正配置対象車両の部署別配置状況と職員数対比

部署別配置状況

部署別	普通			小型		軽自		特種用途	大型特殊		ミニカー	原付	計
	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用		建機	建機以外			
本　庁	—	—	26	11	18	49	37	—	—	—	—	2	143
河北総合支所	—	—	5	1	2	2	4	—	—	—	—	—	14
雄勝総合支所	—	—	3	1	2	4	3	—	—	—	—	—	13
河南総合支所	—	—	1	2	4	3	6	—	—	—	—	—	16
桃生総合支所	—	—	1	1	3	2	3	—	—	—	1	—	11
北上総合支所	—	—	4	1	3	3	1	—	—	—	—	—	12
牡鹿総合支所	—	—	5	3	1	4	3	—	—	—	—	—	16
病院局	—	—	1	—	1	—	5	—	—	—	—	—	7
教育委員会	—	—	5	3	4	19	2	—	—	—	—	—	33
農業委員会	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
計	—	—	53	23	38	86	64	—	—	—	1	2	267

職員１人当たりの台数と１台当たりの職員数

部署別	職員数	１人当たりの台数	１台当たりの職員数
本　庁	675 人	0.21 台／人	4.72 人／台
河北総合支所	31 人	0.45 台／人	2.21 人／台
雄勝総合支所	21 人	0.62 台／人	1.62 人／台
河南総合支所	35 人	0.46 台／人	2.19 人／台
桃生総合支所	26 人	0.42 台／人	2.36 人／台
北上総合支所	24 人	0.50 台／人	2.00 人／台
牡鹿総合支所	23 人	0.70 台／人	1.44 人／台
病院局	24 人	0.29 台／人	3.43 人／台
教育委員会	132 人	0.25 台／人	4.00 人／台
農業委員会	10 人	0.20 台／人	5.00 人／台
計	1,001 人	0.27 台／人	3.75 人／台

（令和８年４月１日現在。保育士、教職員、医師、看護師、会計年度任用職員等を除く。）

３　適正配置対象車両の使用状況

毎年実施している使用状況の調査結果に基づき、各年度の勤務すべき日数のうち、使用があった日数の割合を所属ごとに算出した。

使用率（%）＝　稼働が１回でもあった日　／　勤務すべき日数　×　100

（１）部署別の平均使用率

部署別	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本　庁	53.04%	54.15%	59.87%
河北総合支所	52.97%	56.56%	58.26%
雄勝総合支所	45.25%	40.15%	35.44%
河南総合支所	62.07%	69.60%	68.60%
桃生総合支所	60.80%	56.05%	53.94%
北上総合支所	56.55%	47.74%	48.42%
牡鹿総合支所	38.13%	41.03%	40.24%
病院局	49.85%	56.76%	59.86%
教育委員会	53.01%	50.96%	52.08%
監査委員	27.59%	15.70%	－
農業委員会	45.17%	50.22%	36.36%

（２）本庁各部における平均使用率

部　別	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総務部	47.06%	53.27%	55.77%
危機管理部	－	－	84.71%
企画部	46.60%	41.08%	42.42%
市民生活部	57.76%	63.02%	60.25%
保健福祉部	51.56%	60.81%	64.33%
産業部	66.37%	57.21%	62.32%
建設部	50.85%	49.50%	49.27%

（３）令和７年度における車種別平均使用率

	普通	小型		軽自		ﾐﾆｶｰ	原付
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用		
本　庁	50.18%	46.49%	46.24%	67.74%	63.28%	－	6.61%
河北総合支所	64.46%	6.20%	25.8.%	57.44%	80.17%	－	－
雄勝総合支所	27.55%	39.26%	28.72%	26.96%	57.85%	－	－
河南総合支所	81.40%	38.64%	60.74%	60.06%	85.95%	－	－
桃生総合支所	61.16%	40.08%	52.20%	60.54%	66.25%	15.70%	－
北上総合支所	42.67%	23.55%	51.52%	52.62%	74.38%	－	－
牡鹿総合支所	41.98%	13.91%	62.40%	48.66%	45.04%	－	－
病院局	11.57%	－	34.71%	－	74.55%	－	－
教育委員会	55.79%	61.98%	71.18%	45.85%	48.97%	－	－
農業委員会	36.36%	－	－	－	－	－	－

４　車両削減台数と財政効果

（１）車両の削減目標（適正台数の算定と目標値）

ア　適正配置対象車両における使用率ごとの区分

使用率区分	年間平均走行距離（㎞）	車両台数	積算台数
0～10%未満	652	10	10
10～20%未満	1,013	16	26
20%～30%未満	1,896	30	56
30%～40%未満	3,072	36	92
40%～50%未満	3,237	34	126
50%～60%未満	4,949	29	155
60%～70%未満	4,297	18	173
70%～80%未満	5,495	36	209
80%～90%未満	6,020	28	237
90%以上	5,835	30	267
全体の平均走行距離	3,958	267	－
全体の総走行距離	1,056,894	267	

前記により、使用率が５０％より高い車両は、年間平均４，０００㎞から６，０００㎞程度走行しているが、使用率５０％未満の車両は、年間平均走行距離が３，３００㎞未満となっている。

一般的に予約によるシェアリングで管理される車両は時間帯によって利用ニーズが集中するピークタイムが発生するため、使用率が５０％を超える車両の割合が高くなると、「必要な時に車がない」という空き不足の恒常化を招くとされており、業務に支障が出ることが予想される。

これらを踏まえ、使用率５０％を適正台数算出の基準とする。本市の場合「使用率５０％～６０％未満」の平均走行距離４，９４９㎞を目安とし、適正台数算出に当たっての１台当たりの年間目標走行距離を５，０００㎞と設定する。

イ　適正台数の算出

適正配置対象車両２６７台の年間総走行距離を１台当たりの年間目標走行距離で除して以下のとおり算出した。

$$\frac{\text{適正配置対象全車両の年間総走行距離}\ 1,056,894\text{km}}{\text{1台当たりの年間目標走行距離}\ 5,000\text{km}} \fallingdotseq 211$$

よって、公用車の適正台数は２１１台となる。

ウ　削減目標

現在の保有台数２６７台に対し、適正台数を２１１台として、全体で５６台の削減を目標とする。

当計画の推進にあたって、令和７年度の使用率が２０％未満となっている対象車両２６台を令和１０年度末までに削減し、使用率が３０％未満の全５６台の削減を最終目標と位置付け、今後の使用率調査の結果を踏まえつつ、令和１２年度まで継続して削減を図る。

	削減台数	財政効果
令和８年度	２６台	5,200,000 円
令和９年度		
令和 10 年度		
令和 11 年度	１５台	3,000,000 円
令和 12 年度	１５台	3,000,000 円
合　計	５６台	11,200,000 円

※　財政効果は、車検費用及び保険料、燃料費等の維持管理費を１台当たり年間 20 万円として算出した。

（２）車両の台数削減指標（令和９年度以降の調査結果に基づくもの）

ア　本庁所管課車両

・直近の使用率が２０％未満の車両

　管財課と所管課で協議し、原則廃車（売却等）とする。

・直近の使用率が３０％未満の車両

　原則、「管財課集中管理車」として管理する。集中管理後も使用率の向上が見込めない場合は、廃車（売却等）の対象とする。

・移管後に使用率が向上した場合は、当該管理方法を継続する。

イ　総合支所所管車両

・直近の使用率が２０％未満の車両

　管財課と所管課で協議し、原則廃車（売却等）とする。

・直近の使用率が３０％未満の車両

　地域振興課と管財課で検討の上、「地域振興課での管理」又は「管財課集中管理車」として管理する。

・移管後に使用率が向上した場合は、当該管理方法を継続する。

ウ　イベントや事業等に使用される車両（箱型車・平ボディ車等）

　箱型車や平ボディ車等は、適正配置対象外車両であるが、本庁及び総合支所間での相互融通（貸し借り）により効率的に対応することとする。

（３）車両の不足が見込まれる場合の対応

　突発的な災害や業務集中等によって一時的な車両不足が懸念される場合は、管財課集中管理車の状況に応じた柔軟な貸し出しや、本市と包括連携協定を締結している「一般社団法人日本カーシェアリング協会」と連携し、車両の迅速な調達を行う。

第２章　公用車の適正管理

１　公用車の管理・運用方法

（１）公用車の管理方法

ア　集中管理車（全職員が使用可能）は、管財課が所管し、専用車（保有する課等が専用的に使用）は、当該車両の保有課等が所管する。

イ　車検切れ公用車の公務使用を二度と起こさないため、公用車内ダッシュボード等へ車検満了日を明示するほか、公用車予約時にも確認できるようグループウェア掲示板へ車両情報とともに掲示する。

ウ　集中管理車及び専用車の鍵は、それぞれの所管課が管理する。

（２）予約システム及びＤＸ化の推進

ア　専用車の予約については、グループウェア掲示板を活用することとし、所管課長の承諾のもと所管課以外の職員も使用することができる。

ただし、有事の際は、所管課の使用を優先する。

イ　公用車の使用を中止した場合や、予約時間より早く帰庁した場合は、グループウェア掲示板情報の速やかな削除・更新の徹底を図る。

ウ　ＤＸ化を推進するため、運転日誌などに Logo フォームを活用する。

（３）公用車駐車場

ア　本庁内所管課

駐車場は、市役所本庁舎立体駐車場、市立病院側公用車駐車場及び北鰐山公用車駐車場とする。

公用車の駐車場所は、管財課と協議のうえ決定することとし、変更を希望する場合は、管財課と協議する。

イ　本庁以外

施設管理者が適切な駐車場所を定めて駐車する。

２　自動車事故防止と安全運転の徹底

（１）安全運行の遵守

運行に当たっては、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に安全運転に努めなければならない。また、事故を未然に防止するため、出発前の点検や体調管理、ゆとりある行程管理を徹底する。

（２）ドライブレコーダーの活用と事故発生時の対応

ドライブレコーダーを装着し、安全運転の意識向上及び万が一の事故発生時の事実確認のために活用する。

また、事故発生時には、速やかに警察への連絡や負傷者の救護を行うとともに、所属長及び管財課へ報告し、適切な再発防止策を講じる。

3　公用車の更新基準

（1）更新の基準

ア　初度登録から２０年以上若しくは走行距離１５万キロ以上を基本とする。

イ　更新する車両は原則、軽自動車とする。

※　やむを得ず普通車・小型車を導入する場合は、「自動車取得速報」の備考欄に必要となる事由を付すこと。

ウ　使用率が特に高い公用車については、業務の継続性及び環境負荷低減の観点から、優先的にハイブリッド車等への更新を行う。

エ　事故やトラブル発生時の客観的な証拠を残すため、更新車両へのドライブレコーダーの装着を義務化する。

（2）環境配慮型車両への転換

「石巻市環境基本計画」や「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガス削減、環境負荷の低減を目指すため、公用車を更新する場合は、環境に優しく二酸化炭素の排出量の縮減が可能となる車両の導入を進める。

部署別	電気自動車	ＰＨＥＶ車	ハイブリッド車
本　庁	4	3	14
河北総合支所	1	－	2
雄勝総合支所	1	－	－
河南総合支所	2	－	1
桃生総合支所	2	－	1
北上総合支所	1	－	－
牡鹿総合支所	1	－	1
病院局	－	－	1
教育委員会	－	1	2
議会事務局	－	－	1
農業委員会	－	－	1
計	12	4	24

（3）導入方法（購入とリース）

使用目的や想定走行距離、想定使用年数、メンテナンス費用等の平準化を踏まえ、これまでの前例にとらわれることなく、購入とリースのメリット・デメリットの十分な比較・検討を行う。

4　災害時等の非常時車両確保

本市と包括連携協定を締結している「一般社団法人日本カーシェアリング協会」との連携のもと、優先的に車両の支援・提供を受けることで、平時の保有台数を最小限に抑制しつつ非常時の公用車稼働体制を確保する。